

市民税・県民税の申告と 所得税の確定申告

問い合わせ先

- 市民税・県民税の申告に関すること：
入間市役所市民税課
☎2964-1111（内線2114～2116）
- 所得税の確定申告に関すること：
所沢税務署
☎04-2993-9111（自動音声案内「0」）

申告期限

令和
6年
3月15日

申告期限を過ぎてしまうと、次のような影響があります。

- ・申告内容の反映が当初の課税計算に間に合わず、年度の途中で税額が変更となる場合があります。
- ・令和6年度課税（非課税・所得）証明書の発行開始日が遅れる場合があります。

市民税・県民税・確定申告日程

受付時間 9時～14時 ※土曜日・日曜日・祝日は休みです。

とき	ところ（対象地区）	とき	ところ（対象地区）
2月16日(金)	金子地区センター(金子地区)	2月26日(月)	藤沢地区センター(東藤沢・下藤沢)
2月19日(月)	宮寺・二本木地区センター (宮寺公民館)(宮寺・二本木地区)	2月27日(火)	藤沢地区センター(上藤沢・下藤沢)
2月20日(火)	西武地区センター(野田・新光)	2月28日(水)	市役所4階大会議室(豊岡地区)
2月21日(水)	西武地区センター(仏子・新光)	3月1日(金)	
2月22日(木)	東金子地区センター(東金子地区)	3月4日(月)	市役所4階大会議室(全地区)
		3月15日(金)	

※市役所での受付日は、臨時駐車場として、市民会館駐車場もご用意しておりますが、各会場とも駐車場が狭いため、車での来場はご遠慮ください。

※所得税の確定申告は、e-Tax・スマホ等の電子申告にご協力ください。(詳細は3ページへ)

※各会場に預かり封筒はございませんので、ご自分でご用意ください。

市の会場で申告できるもの

① 市民税・県民税の申告 ② 所得税の確定申告のうち、次の全ての要件を満たすもの

◇令和5年分の申告

◇営業等所得、農業所得、不動産所得、総合譲渡所得（ゴルフ会員権等）、雑所得（必要経費を計算するもの）がない

◇土地、建物、株式の譲渡、先物取引等の分離課税による所得がない

◇所得税の住宅借入金等特別控除等の住宅関連の税額控除や雑損控除を受けない

市民の皆様へ 市役所からのお願い

申告期間中お電話でのお問合せが多くつながりにくくなってしまい、市民の皆様の時間を奪ってしまうため、お問合せいただく前に広報誌やHPに掲載のある内容をよくお読みください。申告会場の混雑緩和及び長時間の待ち時間解消のため、可能なかぎり電子での確定申告をお願いします。

市民税・県民税申告書について

市民税・県民税申告書は、昨年度に市民税・県民税の申告を行っていただいた方を主対象とし、令和6年2月1日(木)に発送予定です。申告書の送付対象でない方で、申告書の送付をご希望の方は市民税課までお問い合わせください。

郵送による申告にご協力ください！ 送付先 〒358-8511 入間市役所 市民税課

年末調整済みの源泉徴収票をお持ちの方、前年中に所得がなかった方は、会場混雑緩和のため、郵送による申告にご協力ください。添付された資料（源泉徴収票、各種保険料控除証明書等）は返却できませんので、原本が必要な方は写しを提出してください。



申告が必要かご確認ください

所得税の確定申告が必要な方

令和5年中に次の①～⑤に該当する方は所得税の確定申告が必要です。

- ①事業所得（営業等・農業）・不動産所得がある
- ②給与所得がある次の方
 - ・年の途中で就職・退職したなどで年末調整を受けていない
 - ・給与・役員報酬が年収2,000万円を超える
 - ・給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える（給与所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です）
 - ・2カ所以上から給与収入があり、年末調整されなかった給与の収入金額が20万円を超える
- ③雑所得（公的年金等の収入）がある次の方
 - ・公的年金等の収入が400万円を超える
 - ・公的年金等の収入が400万円以下でその他の所得が20万円を超える
 - ・収入は公的年金のみであり、控除が源泉徴収票の記載内容以外にもある
- ④その他雑所得、配当、土地・建物および株式の譲渡、一時所得等がある
- ⑤所得税が課税される方で、医療費控除、住宅借入金等特別控除等の各種控除を受けたい

問い合わせ 所沢税務署（自動音声案内 [0]）
☎04-2993-9111

市民税・県民税の申告が必要な方

令和6年1月1日現在、市内に住所がある方は、市民税・県民税の申告が必要です。市から「市民税・県民税申告書」が送付されなかった方でも申告は必要です。申告は、各種保険料・税の算定基準となります。

次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告をする必要がありません。

- ①所得税の確定申告をする
- ②給与収入のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている（複数の勤務先にお勤めの場合、全ての勤務先からの提出が必要です）
※提出されているか分からない場合は、勤務先にお問い合わせください。
- ③公的年金等の収入のみで次の範囲の方
 - ・昭和34年1月1日以前生まれで151.5万円以下の方
 - ・昭和34年1月2日以後生まれで101.5万円以下の方
 - ・収入は公的年金のみであり、控除は源泉徴収票の記載内容以外ない
- ④令和6年1月1日現在で市内に居住している方の税法上の扶養となっている方、および事業専従者
- ⑤所得がない又は一定額以下のため市民税・県民税が課税されない（非課税・所得証明書が必要な方は申告が必要です）
※④・⑤に該当しても国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減、国民年金保険料の免除申請、各種福祉手当の受給の判定等に関し、申告が必要な場合があります。

問い合わせ 入間市役所 市民税課
☎2964-1111(内線 2114～2116)

忘れずに記入してください！ 確定申告書第2表 住民税に関する事項について

- ふるさと納税の寄附金控除を申告される方は、寄附金額（全額）を記入してください。
※ワンストップ特例を利用した方は必ずご記入ください。
- 給与・公的年金等以外の所得がある方はどちらかの徴収方法へ○を記入してください。
※選択がない場合や本業が給与収入かつ副業が給与収入の場合は、特別徴収となります。
- ◆株式の配当所得、譲渡所得に係る令和6年度（令和5年分）異なる課税方式の選択の廃止について
令和4年度の税制改正により、令和6年度（令和5年分）から、所得税と市民税・県民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができません。所得に含めることで保険料等の算定に影響がでることがあります。

所得税の確定申告

◇問い合わせ・申告書の送付先 所沢税務署

〒359-8601 所沢市並木1の7 ☎04-2993-9111 (自動音声案内 [0])

確定申告は、e-Tax・スマホ申告が便利です

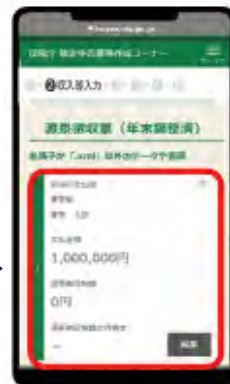
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、確定申告会場に出向かなくてもマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告書を提出できます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、印刷して郵送で税務署に提出することもできます。

ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

確定申告書等作成コーナー



スマホのカメラで給与の源泉徴収票を撮影し、自動入力できます!



マイナポータル連携の
自動入力対象

医療費・ふるさと納税・国民年金保険料・株式の特定口座・生命保険・地震保険・住宅ローン控除関係など



毎年、電子申告をしている方が大幅に増えています!

年末調整で医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方・2か所以上の給与所得がある方は、証明書等のデータを一括取得し、自動入力ができる**スマホ申告が便利**です!!

所沢税務署での令和5年分の確定申告の相談

- と き** 2月16日(金)～3月15日(金)(土・日曜日、祝日を除く)、2月25日(日)
受付 8時30分～16時 ※16時前であっても、相談受付を終了する場合があります。
相談開始 9時から
※2月15日以前も、所沢税務署庁舎内において、申告相談を行っております。
- 注 意** ①スマホをお持ちの方は、申告会場で基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。
②会場への入場には「入場整理券」(当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得)が必要です。

税理士会からお知らせ 税理士による無料税務相談

令和5年分の収入が600万円以下で次の①～③に該当する方の確定申告に関する相談を無料で行います。

- ①年金受給者
②給与所得者で医療費控除を受ける方
③年の途中で退職または就職して年末調整が済んでいない方

と き 2月1日(木)～15日(木)(土・日曜日、祝日を除く)

ところ 各税理士事務所(予約時にご確認ください)

予 約 1月22日(月)から10時～12時、14時～16時 (土・日曜日、祝日を除く)

連絡先 関東信越税理士会所沢支部事務局 ☎04-2993-0822

市の会場で
申告をする方は

忘れ物がないか、持ち物をチェック！

※受付整理券は、必要書類がすべてそろっている方へお渡しします

持ち物(すべて令和5年分の資料)		備考
収入がわかる資料	<input type="checkbox"/> 給与収入の源泉徴収票	【給与の源泉徴収票発行・問い合わせは勤務先へ】 【年金の源泉徴収票発行・問い合わせは日本年金機構などの支払元へ】 →ねんきんダイヤル☎0570-05-1165 給与・年金の支払いを数力所から受けている場合、 すべての源泉徴収票 が必要です(給与の場合、年末調整済のものも含めて必要です) ※源泉徴収票以外(給与明細等)では申告を受付できない場合があります
	<input type="checkbox"/> 公的年金等の源泉徴収票	
	<input type="checkbox"/> 上記以外の収入の証明書等	【発行・問い合わせは支払元へ】 個人年金や報酬等、市役所で申告できる収入がある方(支払証明書等)
各種控除がわかる資料(該当の控除を受ける方のみ)	<input type="checkbox"/> 配偶者・被扶養者の収入金額がわかる資料	【発行・問い合わせは支払元へ】 控除対象者とする方の令和5年分の収入が分かるもの(源泉徴収票等)
	<input type="checkbox"/> 社会保険料控除証明書	【領収書または納付額のお知らせの発行・問い合わせは加入先へ】 入間市の納付額のお知らせは、令和6年1月中に送付します 国民健康保険税・介護保険料の納付額 →収税課収納管理担当(内線 2121 ~ 2123) 後期高齢者医療保険料の納付額 →国保医療課後期高齢者医療担当(内線 1256 ~ 1258)
	<input type="checkbox"/> 生命・地震保険料控除証明書	【発行・問い合わせは加入先へ】
	<input type="checkbox"/> 障害者控除がわかる資料	障害者控除対象者認定書→介護保険課介護保険担当(内線1344 ~ 1346) ※身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
	<input type="checkbox"/> 寄附金控除がわかる資料	【発行・問い合わせは寄附先へ】 寄附金の領収書等 ※ワンストップ特例制度を申請している方でも、申告する場合は計算に含める必要があります
	<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書	下記参照 ※必ずご自宅で作成のうえ、お持ちください
<input type="checkbox"/> 申告書(ない場合不要)	市民税・県民税申告書	
<input type="checkbox"/> □座がわかる資料	申告者本人名義の通帳またはキャッシュカード等	
<input type="checkbox"/> マイナンバーがわかる資料	マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード等)と本人確認書類(運転免許証等) ※通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名・住所等が住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用可能です	

医療費控除の明細書について

医療費控除を申告する際は、必ず『医療費控除の明細書』を提出する必要があります。**必ずご自宅で作成のうえ、お持ちください。**

(記入例)

令和5年分 医療費控除の明細書

住所 入間市豊岡1丁目16番1号 メゾン茶苗102 氏名 入間 一郎

2 医療費(上記1以外)の明細 [領収書1枚]ごとではなく、[医療を受けた方]・[病院等]ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
入間 一郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療	15,000 円	
		<input type="checkbox"/> 医薬品購入		
入間 花子	△△薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療	50,000 円	
		<input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療		
入間 花子	〇〇医院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療	20,000 円	10,000 円
		<input type="checkbox"/> 医薬品購入		
2の合計			85,000 円	10,000 円
医療費の合計			A 85,000 円	B 10,000 円

医療費控除の明細書とは、医師等に支払った診療代や治療代、購入した医薬品の支払額を、領収書に基づき**個人ごとの病院別にまとめ、年間の合計支払金額を計算して記入したものです。**
※国税庁ホームページから医療費控除明細書がダウンロードできます

医療費の支払いの際に、保険金等で補てんされる金額がある場合は、その金額も記入してください。
※補てんされる金額が未確定の方は、保険会社等に補てん見込み額の確認をしてから申告にお越しください

合計金額を計算し、記入してください